

V 防災・減災への備え 平常時からの取り組み

災害時の混乱を最小限に抑え、迅速に救援ボランティア活動を展開するためには、マニュアルを整備するとともに災害を想定したシミュレーション等訓練が必要です。

1 支援者のネットワークづくり

(1) 支援が必要な方の情報の把握

要支援者とは高齢者や障がい者等であり、支援者ネットワークは、日頃の民生・児童委員や福祉推進員、愛の輪協力員等が行う見守りネットワーク活動が基礎にあります。

災害時において、適切な避難誘導や安否確認、ボランティアによる災害救援を行うには、日常的に要支援者の世帯の状況を把握し、福祉台帳等を整備する必要があります。また、避難経路等についても近隣住民が共通理解するように情報提供する必要があります。

- ① 漏れなく、最新の情報を把握するように努める。
- ② 個人情報の保護と情報の共有化について対策を講じる。

平時から、個人情報が集約される行政と協議し、個人の了解を前提に生活支援に必要な情報をネットワーク内で共有できるルールづくりが必要。

※例：福祉台帳の整備、福祉マップ作り

⇒参考「災害時要援護者避難対策推進指針」（H20 県防災局作成）

(2) 小地域での見守り支援体制づくり

- ① 民生・児童委員、自治会長、福祉推進員、愛の輪協力員、自主防災組織等が連携し、自治会の班単位での被災状況を組織的に情報伝達できる仕組みを構築する。また、自治会に加入していない若年層等自治会外での地域の支援体制づくりや、企業等を含めた連携を図り、地域での支え合い体制を構築する。

※参考：支え愛マップづくり

- ② 災害救援ボランティア活動には地域住民の協力が必要である。災害時は日常的な福祉ボランティアとは異なり、勤労者層の力が必要になる。企業等との連携を図りながら、日頃からの地域活動のなかで要支援者の生活問題について理解を広げ、災害時に備える必要がある。
- ③ 日頃から地域の危険箇所、バリアフリー化されていない箇所、避難所の設備を点検し、改善されるように働きかける。

(3) 関係機関・施設・団体の連携体制の構築

- ① 市町村社協は、行政の「地域防災計画」において「被災者特に要支援者の救援・生活支援」、「災害救援ボランティア活動への支援」、「地域コミュニティ再生に向けた支援」が位置付けられるよう働きかける。
- ② 市町村社協は、民生・児童委員、社会福祉施設、障がい者団体、ボランティア団体、民間企業、マスコミなど、関係者の協力により救援活動を展開することを関係団体等と協定を結ぶ、または協力体制の確認をしておく。
- ③ 県社協は「対策本部」を組織し、被災地の市町村社協及び近隣市町村社協等と連携を図り、災害救援ボランティアセンターの立ち上げに協力する。県内外からの救援活動の調整、広域活動拠点の設置、情報提供活動等を行う。また、市町村社協等との連携により、コーディネーター等の派遣を行うための条件整備や関係者の研修、連絡網づくりを行う。

2 市町村社協ボランティアセンター機能の充実

(1) コーディネーターの配置と活動拠点の整備

- ① コーディネート業務は専門知識と技術を要するため、専任職員の配置とその養成・研修の充実を図る。
- ② 活動拠点や資材など整備する。

(2) ボランティア活動の普及

- ① 日常において地域住民が相互に見守り支えあう地域福祉活動(愛の輪運動、ふれあい・いきいきサロン等)を普及する。
- ② 福祉学習の充実と体験学習を拡充する。
- ③ 参加型イベント等を実施し機運を高める。
- ④ 福祉推進員や福祉学習サポーター等の学習機会の充実を図る。

(3) 情報提供、広報活動の強化

- ① 情報提供機能を充実するため、広報活動(広報紙・ホームページ等作成、マスコミとの連携)を強化する。
- ② 福祉台帳・福祉マップを小地域単位で整備し、災害時には関係者が迅速に状況確認できるための体制を構築する。
- ③ 携帯電話の借り上げ手段等を確認しておき、緊急時に備える。

(4) コーディネート機能の強化

- ① ボランティアコーディネーターの資質を向上させるため、各種研修会・訓練に参加する。
- ② 活動紹介・相談業務、登録・斡旋業務を見直し、活動プログラムの開発、充実を図る。